

## 平成 27 年第 2 回名取市教育委員会定例会会議録

### 1 会議の年月日

平成 27 年 2 月 16 日（月）

### 2 会議の場所

名取市議会棟 第 3 委員会室

### 3 出席委員

武田委員長、相原委員長職務代行委員、佐々木委員、芳賀委員、瀧澤教育長

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明のために出席した者

菅井教育部長、鈴木理事兼学校教育課長事務取扱、佐竹教育部次長兼文化・スポーツ課長、保科庶務課長、川村生涯学習課長、小平教育部企画員兼庶務課長補佐、洞口主幹兼庶務係長

### 6 議事日程

日程第 1 前回国議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

### 7 開会時間

午後 2 時 00 分

### 8 会議の概要

#### 武田委員長

ただいまより平成 27 年第 2 回名取市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、日程第 1「前回国議録の承認について」ですが、1 月 28 日開催の第 1 回定例会会議録については先日各委員に配布済みかと思えます。この内容につきまして、ご質疑等ありましたらお願いします。

#### 全委員

質疑なし。

#### 武田委員長

それでは第 1 回定例会の会議録については、承認といたします。

それでは、日程第 2「本日の会議録の署名委員」につきましては、佐々木委員並びに芳賀委員を指名しますので、よろしくお願いします。

日程第 3「教育長報告」に入ります。(1)一般事務報告につきまして教育長から説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは、資料の 2 ページと 3 ページになります。

私からは 1 点後報告いたします。18 番第 24 回全国産業教育フェア宮城大会の実行委員会に出席をいたしました。この大会は、26 年、昨年(2014)の 11 月 8 日と 9 日、名取市を主会場として、まなウェルみやぎ、文化会館、市民体育館等で開催された全国規模の産業教育フェア、実業高校、商業高校、全国のそのような高校生、全国で 290 校、県内では 53 校が参加して、この 2 日間に、仙台港などほかでも会場はありましたが、来場者数が 9 万 8 千 632 名という数だったそうです。発言を求められましたので、この中で閉上の被災地のツアーも入っており、名取市で開催したことのお礼と、私も開会行事などを見て、若い高校生が「僕たちが日本の将来の産業を発展させるんだ」という意気込みで展示や発表をしていたので、本当に心強いなという感じがいたしました。今年は、県単独の産業教育フェアを 11 月に県教委主催で予定しているという話もありました。私からは以上です。後は各課からの報告になります。

武田委員長

ありがとうございました。では、庶務課の方からお願いします。

保科庶務課長

庶務課からはありません。

武田委員長

ありがとうございました。学校教育課からお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

今回は特にございません。

武田委員長

ありがとうございました。では、生涯学習課からお願いします。

川村生涯学習課長

生涯学習課から、1 点ご報告させていただきます。

3 ページ 2 番、1 月 29 日、平成 27 年第 1 回名取市社会教育委員の会議を開催いたしました。平成 27 年度名取市教育基本方針のうち「生涯学習振興施策の推進、社会教育の充実、文化芸術の振興」の部分、それから、平成 27 年度名取市公民館運営方針、同じく名取市図書館運営方針について協議をしていただきました。

生涯学習課からは、以上です。

武田委員長

ありがとうございました。では、文化・スポーツ課からお願いします。

佐竹教育部次長兼文化・スポーツ課長

1点ご報告いたします。

3ページ19番です。「名取市スポーツ推進審議会」を市民体育館で開催しました。

平成26年度の事業等の報告をいたしまして、平成27年度のスポーツ振興事業全般に対するご意見をいただいております。

また、スポーツ関係の情報として、閑上関係の沿岸部スポーツ施設、これは閑上グラウンドや体育館の復興計画とスポーツ施設修繕計画の進捗状況等をご説明いたしております。

武田委員長

ありがとうございました。菅井部長からは特にありませんか。

菅井教育部長

ございません。

武田委員長

教育長、各課長からそれぞれ報告がありました。1月から2月16日までの報告でしたが、各委員ご質疑等がありましたらお願いいたします。相原委員

相原委員長職務代行委員

スポーツ審議会での沿岸部のスポーツ施設の修繕やその状況簡単に私たちにも教えてください。

武田委員長

文化・スポーツ課長。

佐竹教育部次長兼文化・スポーツ課長

はい。今、復興部で進めている部分をかいつまんでご説明致しますと、まず、閑上グラウンドにつきましては、ちょうど、現在あった地点から南の方500m下った7丁目付近にスポーツエリア約3万㎡と伺っておりますが、それを充てるといって進んでおりますので、そちらにグラウンドとして約5千㎡、閑上グラウンドが5千㎡しかなかったものですから、そちらの整備をします。その他の残った2万5千㎡につきましては、市単独もしくはtotoの助成を得て、今のところフットサルの運動場を5面くらい作りたいという計画でおります。なお、閑上の体育館につきましては、単独の場合につきましては同じ場所に、もし、今協議をしている段階でございますけれども、閑上公民館に併設をされるであろうスポーツの施設と統合できるのであれば、そちらの方に財源を充てるといような形で進んでおります。まだ、県の方、国の方と協議の段階でありますけれども、最終的に復興部からの回答が来ましたので、そちらの方の情報を提供したと。その他蛇足的になりますけれども、下増田の第二臨空が北釜にあったところですが、国交省の補助金で作った運動場でございますが、北釜地区の騒音問題のための施設ということでございましたので、北釜地区に住民が戻らなくなった時点で国土交通省からの助成がなくなりましたので、この件については見送りと。またこれも本当に計画の段階でございますけれども、教育委員会、文化・スポーツ課の方からできればパークゴルフ場を整備できないかというような打診をしていたところ、国土交通省の方から閑上の河川グラウンド、これはグラウンドの体をなしていませんでしたけれども、そ

こちらのグラウンドのところにパークゴルフ場を計画をしてみたいという回答を得ておりますので、一旦は、パークゴルフ場は沿岸部の場所での要望はしないということにさせていただければというふうに思います。そのような状況でございます。

武田委員長

今の話で小中学校の一貫校だけ出でなくて、社会教育施設も含め、スポーツ関係も含めて1歩も2歩も進む計画が今のところされているということですので、何か、こういう計画があったらば、私たちの方にも教えていただければありがたいと思います。

その他委員からないでしょうか。

全委員

なし。

武田委員長

それでは、一般事務報告については承認としたいと思います。

(2)行事予定に入りたいと思います。4 ページをご覧ください。教育長からまずご説明をお願いします。

瀧澤教育長

資料は4 ページと5 ページになります。

私から2点報告をさせていただきたいと思います。

11番、2月23日仙台大学生ボランティア感謝状贈呈式。これは、仙台大学とは平成24年に連携協力に関する覚書を名取市教育委員会と結んでおりまして、その一貫として仙台大の学生に名取市で学校教育に関していろいろとボランティアをいただいている。今年度は高館小学校で体育の授業の補助、中学校の陸上大会での役員等のお世話など総勢41名の学生にいただいています。これに対して名取市教育委員会として、これは名取市だけではなくて岩沼や仙台のボランティアを受け入れているほかの市町村も含めて贈呈式がありますので、私がここに出席して感謝状を渡してきたいと思っております。予定表には無いのですが、関連してですが2月19日尚綱大学に同じように感謝状を持って学長に御礼を申し上げてきたいと思います。尚綱の方は高館小学校、ゆりが丘小学校、第二中学校で学習支援のボランティアをやっていただいております。総勢10名くらいです。

それから、これもここに載っていないのですが、これからの人事異動関係の日程について今の時点での案をお話しておきたいと思います。3月6日金曜日、これが校内での内々示、これは校長から異動対象の本人に対して、異動対象になっているということと異動先の市町村名くらいまで本人に伝えるという中味になっております。時間は午後4時です。それから3月20日金曜日、これも午後4時。これは内示。校長から行き先の学校名まで含めた内示をする日になっております。それから、3月24日火曜日の午後1時に校内で異動の発表をする予定になっております。その日の夕刊と翌3月25日水曜日の朝刊に人事異動の発表がされるという、今のところ予定になっております。私からは以上です。定例会及び懇話会の来月の日程につきましては、後ほど協議をお願いしたいと思います。後は各課から報告をいたします。

武田委員長

庶務課長お願いいたします。

保科庶務課長

1点ご報告いたします。行事予定の4ページ10番、2月22日に「平成27年度非常勤嘱託職員を商工会館の会議室をお借りし行いますが、その応募状況についてご報告申し上げます。

幼稚園教諭1名の募集に対し0名、教員補助者1名の募集に対し8名、公民館学習支援員8名の募集に対し19名、文化財調査補助員2名の募集に対し2名の応募となっております。

また、この予定にはありませんが、先ほどお話ししました応募者のなかった幼稚園教諭と、これとは別に嘱託司書1名が自己都合退職により急遽欠員が生じることになりましたことから、幼稚園教諭及び司書各1名について3月27日金曜日に採用試験を行うべく、募集期間を3月2日から13日までとして広報なとり3月号及びホームページで掲載周知をし、追加募集をしてみたいというふうに考えております。

庶務課からは以上です。

武田委員長

はい、ありがとうございます。では、学校教育課からお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

2点お話しさせていただきます。

はじめに4ページ20番「市立中学校卒業式」、同じく4ページ26番「市立幼稚園修了式」、5ページ27番、30番「市立小学校卒業式」についてです。それぞれ教育委員さんのご出席をよろしくお願いいたします。

次に5ページ32番「市立幼稚園・小学校・中学校修了式」についてです。この日で1年間の学習を修了し、翌日から学年末休業日に入ります。以上です。

武田委員長

ありがとうございます。では、生涯学習課長お願いします。

川村生涯学習課長

生涯学習課からは、1点説明いたします。

先月の教育委員会定例会でもご説明いたしましたが、4ページ16番、2月28日土曜日、平成26年度こども読書活動推進事業「とよたかずひこさん講演会」を午後1時30分から文化会館中ホールにおいて開催いたします。

生涯学習課からは、以上でございます。

武田委員長

はい、文化・スポーツ課からお願いいたします。

佐竹教育部次長兼文化・スポーツ課長

1点説明します。

4ページ4番になります。「名取市文化財保護審議会」を開催いたします。平成26年度の事業等の報告をいたしまして、次年度に計画している「名取市歴史文化基本構想」の策定に

関しての意見等を頂く予定にしております。  
以上です。

武田委員長

ありがとうございました。部長から特にありませんか。

菅井教育部長

2月議会ですが、12番、2月24日開会になります。今週の18日水曜日が一般質問の締め切りでございますので、委員長に対する質問があれば、今週中にわかりますので、内容によっては臨時教育委員会懇話会ということになりますので、よろしく願いいたします。

武田委員長

2月から3月にかけて、年度でいうと年度の締め月の月になるわけですが、本当にいろんな行事等があります。それでは、各委員からご質疑等ありましたらお願いしたいと思っております。

各委員の小学校中学校の卒業式の割り当てについてはお知らせ済みと思っておりますが、ご都合が悪いということはないですか。予定どおりということですね。相原委員

相原委員長職務代行委員

案内状というのは出席しないところからも来ていますが。

武田委員長

今の相原委員の絡みではないですが、私たちの計画がある、でも丁寧に小中学校からご案内をいただいておりますので、ありがたいのですが、少し気になったということが相原委員、他の委員も同じかと思っております。

相原委員長職務代行委員

行く学校を間違っているのかと、ふと思ったり。

武田委員長

もしご案内状いただいたのに結局行けないということになれば心苦しいことにもなりますので、この辺、入学式等もまたありますので、よろしく願いしたいと思っております。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

そういう事実が、今朝わかったということもありまして、急遽2つの学校に確認をした状況でありました。なお、その点につきまして確認をしまして、行かない学校からは行かないように話しをしたいと思っております。

武田委員長

決してそれがというつもりはないのですが、その辺、密にさせていただければ無駄が無いかなというふうに思いましたので、よろしく願いしたいと思っております。他の案件につきましてありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ報告については承認としたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、事務関係だけでも、人事関係、小中学校、幼稚園諸行事等もありますので、計画に従って滞りなく進めていただければありがたいと思います。

次に日程第4の議事に入ります。本日は案件が非常に多くて11案件ありますので、この流れに従ってやっていきたいと思います。

はじめに議案第1号「名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例に対する意見について」を議題といたします。

教育長から、説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは、議案第1号につきましては、資料6ページから9ページになります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、教育長が一般職から特別職に身分が変更となることから、一般職を前提とした給与等に関する本条例を特別職の条例に一本化するために廃止するものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められておりますので、よろしくご審議をお願いします。

以上ですが、担当課から何かあればお願いします。

武田委員長

庶務課長をお願いします。

保科庶務課長

今回廃止となります「名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例」につきましては、「教育公務員特例法」の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件を定める目的で制定されておりましたが、「地教行法」改正の中で、「教育公務員特例法」における教育長に関する部分が全て削除されたことにより条例を廃止することになるものです。

なお、一般職から特別職となる現教育長の給与等につきましては、議案第2号以降で審議をお願いすることになります。

また、これまで「教育公務員特例法」の中で規定されてきた内容につきましては教育長への適用が全てなくなります。

ただし、9ページにございます条例案の附則の経過措置により、現行の教育長の教育委員としての教育長の在任期間中は、従前どおりの取り扱いとなるということの経過措置となっております。以上です。

武田委員長

地教行法の改正に伴う条例の改正、このように直すということですが、この辺については、何回もご説明いただいてご理解いただいているかと思うので、これは承認ということではよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第1号は、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。  
次に議案第2号「名取市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例に対する意見について」を議題といたします。  
教育長より、説明をお願いします。

瀧澤教育長

1号とも関連いたしますけれども、議案第2号ですが、資料は、10ページから13ページとなっております。  
本議案につきましても、地教行法の一部を改正する法律の公布に伴い、教育長が一般職から特別職に身分が変更になりますけれども、これまで一般職の例によることとされていた勤務時間等に関する規定を新たに条例として定めるものであり、これにつきましても地教行法第29条の規定により、市長から意見を求められておりますので、ご審議をお願いします。  
担当課から何かあればお願いします。

武田委員長

庶務課長をお願いします。

保科庶務課長

13ページをお開きいただきたいと思います。新たに設置される条例になりますが、新教育長が「一般職」から「特別職」に変更になるということで、本日の議案第1号のとおり教育長の給与、勤務時間を定めた条例を廃止することによりまして、給与以外の部分について新たに勤務条件、勤務時間等を規定する条例になるものであります。  
改正内容としましては、第1条で条例の目的ですが、第2条で教育長の勤務時間、休日及び休暇について、第3条で教育長の職務に専念する義務の免除に関する規定をしております。これも先ほどの1号議案と同様に、経過措置がございます。庶務課からは以上です。

武田委員長

先ほど承認いたしました第1号議案に伴って第2号議案、教育長の勤務時間、休暇、職専免等の特例に関する条例の整備という形でこれが出てきたわけですね。これは関連なので、このとおりでないかと思いますが、いかがでございましょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

では、議案第2号についても、承認とし、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。  
続けてまいります。議案第3号「名取市いじめ防止対策調査委員会等条例に対する意見について」を議題といたします。教育長から、説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第 3 号につきましては、資料は、14 ページから 19 ページ、になっております。

本議案については、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、名取市いじめ防止対策調査委員会及び名取市いじめ調査結果検証委員会を置くことについて定めるものでありまして、地教行法第 29 条の規定により市長から意見を求められておりますので、よろしくご審議をお願いします。

以上ですが、担当課から何かあればお願いします。

武田委員長

学校教育課長をお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

今、教育長からも説明がありました。今回、条例化する内容としては、「いじめ防止対策推進法に定める組織」のうち、法の 14 条 3 項で定めている、教育委員会がいじめ防止のための調査研究や対策を審議するためと法の 28 条 1 項で定めている重大事態発生時の調査を行うための組織として作る「名取市いじめ防止対策調査委員会」と重大事態発生時に市長が再調査を行うための組織として作る「名取市いじめ調査結果検証委員会」を設置するための条例ということで案をまとめたものでございますので、よろしく願いいたします。

武田委員長

これも、これまでいじめ防止対策調査委員会等の法律の制定や内容や県の情報などありましたし、各市町村でどのような取組をしているかということもいただきました。今回の議会にこれをかけるということで、そういったこと条件整備をしていきたいということですが、各委員からはいかがでしょうか。設置理由、それから委員の数、それから庶務について、検証委員会については、市長からの諮問に応じて設けられるという形になります。これで、名取市としてのいじめ防止は、法律ができましたのでこれで取組んでいけるということですね。そういうふうに理解しましたが各委員はいかがでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

よろしいですか。では改めて「名取市いじめ防止対策調査委員会等条例に対する意見について」は、原案どおり承認し「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

先に進みます。議案第 4 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見について」を議題といたします。

教育長から、説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第 4 号につきましては、資料は、20 ページから 25 ページと別紙の「議案第 4 号資料」になります。

本議案は、地教行法の一部を改正する法律の公布に伴い、教育長が一般職から特別職に身分が変更となること及び法律の条項にずれが生じることから、合わせて 5 本の関係条例を整

理するものでありまして、地教行法第 29 条の規定により、市長から意見を求められておりますので、審議をお願いいたします。

担当課から何かあればお願いします。

武田委員長

庶務課長お願いします。

保科庶務課長

こちら、議案第 4 号資料と併せてご覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、別冊資料の改正案（新）と現行（旧）、各条文にアンダーラインを付して改正される部分を示しております。議案は 23 ページからとなります。

先ほど教育長からありましたとおり、5 本の条例を改正するものとなります。23 ページから、1 条、2 条、3 条、4 条、5 条と条文ごとにそれぞれの条例が規定されております。それではまず、議案第 4 号の 23 ページ、第 1 条名取市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例です。資料 1 ページからご覧いただきたいと思いますが、改正文第 1 条の第 1 項 3 号に教育長を特別職として規定をしております。次、開いていただいて、第 2 条も同じように教育長という文言が副市長の後に挿入をされております。続いて第 7 条、こちらから第 8 条 2 項、第 11 条第 1 項及び第 11 条第 2 項までは、1 条で改正をした、表記されているところの括弧書きに規定されている部分について、教育長を挿入されたことによってずれています。それに伴うものとして、改正をされているものでございます。続きまして、3 ページ別表第 1 及び別表第 2 で、新たに教育長が特別職で規定されましたことから、別表第 1 では教育長が挿入をされている、別表第 2 につきましては委員長職が今後なくなるということで、ここが削除をされております。よって、職務代行委員につきましても、いままでは、教育委員長の職務代行委員であったものが、教育長職務代行委員と名称が変更となっております。4 ページ以降ですね、これも先ほどと同じように号がずれているということで、その修正ということになります。加えて別表第 3 がありますが、これは省略をさせていただいております。続いて 24 ページをお開きいただきたいと思います。これは第 2 条になります。名取市特別職報酬等審議会条例、6 ページ、第 3 条に規定される名取市特別職にあった者の礼遇に関する条例、7 ページ、名取市職員定数条例、ここまですきましては、教育長が特別職になったことによりまして、教育長という文言が加えられ、または条文の中で「教育長を除く」という文言が削られたということで、文言を整理されたものになります。続きまして 8 ページ、名取市暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例につきましても、地教行法の根拠条文の条ずれということで、これは 25 条から 26 条に変わったということでの修正となります。議案第 4 号については以上となります。

武田委員長

今、詳しく説明いただきました。要するに法改正、施行に伴って名取市の条例を新しく変えるということですね。そのことについては、比較対象表でよく分かるかと思っております。議案第 4 号につきましてもいかがでしょうか。このような形で承認ということでもよろしいですね。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 4 号については、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

議案第 5 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」を議題とします。

教育長より、説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第 5 号につきまして、資料では、26 ページから 28 ページと別紙の「議案第 5 号資料」となります。

この議案につきましても、地教行法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、委員長職と教育長職が統合されること及び法律の条項にずれが生じることなどから、合わせて 5 本の関係規則を整理するものでありますので、ご審議をお願いします。

担当課から何かあればお願いします。

武田委員長

庶務課長をお願いします。

保科庶務課長

議案第 5 号、資料 27 ページをお開きいただきたいと思います。資料の方は議案第 5 号資料となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則ということで、こちらの方も第 1 条から第 5 条までの 5 本の規則を一括で修正をしております。資料を基本として説明していきたいと思いますので、資料をご覧くださいと思います。資料の 1 ページ、名取市教育委員会公告式規則、こちらの方は第 1 条で地教行法の条ずれの部分を修正しております。第 2 条につきましては、教育委員長から教育長ということで文言の整理をされております。続きまして 2 ページ、名取市教育委員会会議規則、こちら第 1 条につきましては条ずれを直しております。2 条から 3 条までは委員長から教育長に文言を整理しております。第 4 条の第 3 項、委員長から教育長に直すものと法第 14 条第 2 項の規定によりまして、委員の定数の 3 分の 1 以上が発議に必要だということが出ましたので、このことを第 3 項で規定しております。委員 4 名の 3 分の 1 以上ということになりますので、計算上は実質 2 名、対応は同じですけれども、規定の仕方が変わるということになります。次のページ 3 ページ、第 7 条、こちら委員会の構成が教育長と 4 人の委員という構成に変わったことによりまして、今までは、委員の発議となっておりましたが、教育長または委員の発議によりと、出席者の 3 分の 2 以上によるということで改正をされております。7 条の 3 項からこのページずっと下まで、教育委員長から教育長への名称変更になります。次のページ 4 ページになります。こちら第 12 条第 3 項から第 16 条の 3 項まで同じように委員長から教育長への変更になっております。第 18 条、これも先ほど申し上げましたとおり、教育委員会の構成が教育長と 4 人の委員に変わっていることから変更になっております。19 条は委員長から教育長への変更、5 ページの 22 条第 1 項第 3 号につきましては、委員会の構成が変わっているということで、教育長及び委員という文言に変わっております。22 条の第 1 項第 8 号は、法律の第 14 条第 9 項というところで、議事録の作成につきましては、「議事録を作成しなさい」とありますので、議事録と議事経過の大要というのは、若干ニュアンスが違いますので、完全に議事の内容を出すことに取り扱い

となることに変更をしております。また、前の文でいきますと、括弧の 9、22 条の 1 項第 9 号につきましては、委員長選挙がなくなったことによりましてこの部分は削除となっております。あとは、号の繰上げ部分と委員長から教育長に変わったことが、このページの下の方まであります。次のページ 6 ページも同じような内容になります。続きまして第 3 条、名取市教育員会傍聴人規則、こちらの方は、次のページ 8 ページになります。第 7 条で委員長から教育長への変更になります。続きまして本文第 4 条、9 ページ、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則、こちらは第 1 条については、地教行法の条ずれ、及び第 2 条第 1 項第 4 号についても条ずれの修正になります。10 ページ 11 ページに変更はございません。本文第 5 条、12 ページ、名取市教育委員会行政組織規則につきましては、第 3 条で条ずれの修正を行っております。加えて第 7 条、こちらは従前ですと、教育長に事故あるときは教育部長がその職務を代行するという規定になっておりましたが、新しい規定では、教育長に事故あるときは、法第 13 条第 2 項に規定する委員は、臨時に代理する職務の一部について、教育部長にその職務を代理させることができるという規定で、教育長の職務は、原則として職務代行委員が行うこととなります。その職務の一部、いわゆる常勤的な勤務を要するような職務の内容については、代行委員から教育部長に職務を代行させることができるというふうな規定になっているものでございます。議案第 5 号の説明は以上になります。

武田委員長

法律が改正され条例ができ、そして条例の下に様々な具体的な規則というのがあるわけですが、それを整理していくとこのような形になるというわけですね。いろいろお読みいただいて、今度このようにして教育委員会が進められていくという具体像がお分かりになったと思います。一連の流れを見て、議案第 5 号につきましてはいかがでしょうか。このような形で進めていくということになると思います。ただいま説明のありました議案第 5 号について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

無ければ、議案第 5 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 5 号は、原案のとおり承認することといたします。

次に議案第 6 号「名取市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

教育長より、説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第 6 号につきましては、資料は、29 ページと 30 ページ及び別紙の「議案第 6 号資料」になります。

この議案は、地教行法の一部を改正する法律の公布に伴い、委員長職と教育長職が統合されることから、公印の改廃を行うものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上ですが、担当課から何かあればお願いします。

武田委員長

庶務課長お願いします。

保科庶務課長

議案第 6 号「名取市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」ということで、こちらの方も資料をご覧いただきたいと思います。議案第 6 号資料になります。改正する部分につきましては、第 4 条第 2 項の第 2 号になります。右の枠で行きますと現行 (9) というところで (2) に教育委員長印とありますが、法改正により委員長がなくなることにより削除されます。左のページでは、教育長印が繰上がってきます。今度は右の方で教育委員長職務代行委員印が教育長職務代行委員印という形に変わります。これが、次の資料の 2 ページ目をご覧いただきますと、左の方、先ほどの委員長印及び委員長職務代行委員印が削除されておりまして、新たに教育長印の下に教育長職務代行委員印が追加をされておりまして、右の方で削除をされておりまして委員長印及び委員長職務代行委員印については、同じ文言であります。縦の印鑑と横の印鑑ということで、表示は左側の新しい教育長職務代行委員印に記載されているように縦書きの印鑑と横書きの印鑑というように省略されてはいますが同じように削除されるということになります。

武田委員長

これも、条例、規則、訓令等と同じ流れですね。公印についても変えていくと。縦印は賞状などに使います、横印は文書等に使うということと思いますが、このように変えていきたいということですか。議案第 6 号についてご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 6 号については原案のとおり承認することといたします。議事日程の 2 ページをご覧いただきたいのですが、次に、議案第 7 号「平成 27 年度名取市教育基本方針」を議題といたします。教育長より、説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第 7 号につきましては、資料は、31 ページから 35 ページと別紙の議案第 7 号資料となります。

平成 27 年度の教育基本方針につきましては、学校教育関係全般と社会教育関係の一部を変更するものであります。

基本方針の 4 つの柱については、「心身共に健康な児童生徒の育成」、「人間性豊かな人づくり」、「地域文化の創造と文化遺産の活用」、「市民総スポーツ活動の推進」を重点として掲げ、生涯にわたる学習の充実に努めることとしていることにつきましては、特に変更ありま

せん。

また、1の生涯学習振興施策の推進、2学校教育の充実、3社会教育の充実、4文化芸術の振興、5スポーツの振興という大きなくくりは、従来どおりの組み立てであります。それぞれの具体的な施策について、具現化すべく努力をしてまいりたいと考えております。

委員各位のご審議をお願いいたします。

なお、その詳細につきまして、各担当課より説明をいたします

#### 武田委員長

学校教育課長から文化・スポーツ課長までご説明いただくわけですが、特に前年度と違うところや来年度にける大きな意気込み等要点をご説明いただければありがたいと思います。学校教育課長お願いします。

#### 鈴木理事兼学校教育課長事務取扱

2番の学校教育の充実というところで、お話をさせていただきたいと思います。議案の第7号の資料に新旧対照表が載っておりますので、それをご覧頂ながら説明をさせていただきたいと思います。今回、改正をするにあたっては、昨年までの中で、より取組に重点をおきたいものの配列を変えたり、来年小中の連携、それから防災教育というものをしっかり取組んでいきたいということ踏まえて、訂正をさせていただいた次第でございます。2番の学校教育の充実のまず目標の部分につきましては、ここは昨年まで平仮名で表していたところを漢字にしたという改正になっております。重点施策についてですが、これにつきましては、前年度までの、ア、イ、ウの順番を、昨年度までのウだった部分をイに直してございます。これは、昨年度まで、生徒指導の充実というのが実質2番目の順番になっていたもので、そのところで、イに生徒指導と進路指導をきちっと入れたということで直したという次第でございます。そしてウに研修の充実という形で入れております。エは、そのまま変わりません。(3)の具体的な施策につきましては、まず、アの教育活動の充実というところにおいては、現在、次の学習指導要領に向けて文科省では能動的な学習であるアクティブラーニングを重視した授業内容をという提案が、もう新聞紙上でも叫ばれているものですから、積極的に取り入れていこうという意気込みで、具体的に昨年までの指導方法の工夫改善というよりも具体的な文言を入れながら、改正をした次第でございます。それから、(イ)につきましては、前年度までの(シ)の部分(イ)に入れました。そして文言も変えて、「ふるさと名取を愛する心情を育み、地域の素材や人的環境を生かしたふるさと学習を展開し、志に高める。」ということで、前年度よりもより力を入れようということで(イ)に繰り上げた次第でございます。2ページ目に移らせていただきます。次の(ウ)につきましては、前年度の(イ)の部分を道徳教育・情操教育の充実ということから現状はスタートしていたのですが、その前に心の教育を大切に、これはケアも含めてという意味を表しています。「道徳教育と情操教育の関連・融合を図ることで、道徳的実践力を育成する。」ということで、(ウ)に入れました。それから、(エ)は前年度まで(サ)だった部分です。図書館教育に関する部分ですが、ここも整理をし、「図書館教育の環境整備を行い」というところからスタートをして文言の訂正をいたしました。それから、次の(オ)につきましては、前年度まで(キ)だったところですが、前年度まで、「各教科の関連を図った」という表現を使っておりましたが、今回は各教科領域つまり、道徳や特別活動、総合との関連もということを強調して、「領域」という文言を付け加えた次第でございます。次の(カ)につきましては、前年度の(ウ)を少し文言の整理をして(カ)という順番で載せさせていただきました。次の(キ)は前年度までの(エ)の部分

(キ)に直しております。次の(ク)につきましては、前年度までの(ケ)と(コ)を合わせて文言の整理をして、「特別支援教育の充実のために効果的な指導に努める」ということで、ここは、(ケ)と(コ)を合わせて文言の整理をし1つの項目にしたということでございます。次の(ケ)につきましては、前年度までの(オ)の部分を、特に防災教育、先ほど防災教育に力を入れるとお話をいたしましたので、特に「防災教育の自校化に努める」という文言に直して、より意識化を図るということにいたしました。次の(コ)につきましては、前年度までの力のところから、この中に小中連携という先ほど、来年度力を入れたいという文言をここに入れて、策定をいたしました。それから、(サ)につきましては、「学ぶ土台づくり」の推進に努め」ということで、これにつきましては、2ページの(セ)の部分がこちらに入ります。(サ)という形で「学ぶ土台づくり」ということで、県でも「学ぶ土台づくり」ということで推進をしているので、そこに合わせたというのがあります。元々は(シ)、(ス)、(セ)までであったんですが、そのところは(サ)までで文言の整理を図ったということになります。次のイの「生徒指導の充実強化」になっていますが、「生徒指導と進路指導の充実強化」になることは、こちらの教育基本方針の原文を見ていただくとお分かりになるかと思いますが、「進路指導」という言葉が抜けておりました。これにつきましては、前年度まで(イ)にしていた部分が一番大事な部分であろうということで、(ア)に持ってきました。それから、次に、(イ)の部分では、人権意識の育成を充実するということにつきましては、前年度までの(オ)の部分とそれから(ア)の部分と一緒にして文言の整理を図りました。それから、次の(ウ)につきましては、前年度までの(ウ)と(エ)を合わせる形で文言の整理をさせていただいて(ウ)としたということになります。それから、(エ)につきましては、先ほどお話しした小中連携ということで、昨年度までの(カ)の部分を「小中連携」という文言を入れながら、「生活習慣の育成」というのを「生徒指導に関する情報共有に努める」という形に直したものです。それから(オ)につきましては、昨年までのところから、新たに(オ)というものを新しい文言を項目として入れたということで捉えていただければと思います。それから、4ページになります。ウになります。教職員の資質向上につきましては、現行「校内研修・研究の推進充実」というところを「校内研究・現職教育」というのがどちらかというと一般的な言葉遣いということで直させていただきました。それから、(イ)につきましては、拡充だけではなくて、「研修内容の充実を図る」ということで文言を付け加えました。(ウ)につきましては、また出てきますが、「小中連携による交流を図る」ということで、小中連携、それから教科指導だけではなくて防災教育も小中連携の中で是非、教職員の資質向上に当たってほしいということで文言の直しをしたところでございます。次のエの教育環境の整備充実につきましては、安全安心という言葉が、今使われておりますので、それが一番だろうということで(ア)に持ってきて、もともとの(ア)と(イ)をひっくり返した形にしております。学校教育課関係いたしましたしましては、もう一度整理しますと、重点、特に小中連携で防災教育ということを視点に入れながら、なるべく重きをおきたいというのを上において、文言の整理をさせていただいたということで、今回提案をさせていただきたいと思っております。

武田委員長

では、生涯学習課からお願いします。

川村生涯学習課長

生涯学習課は、1番と3番の部分になりますが、1番の生涯学習振興施策の推進につきましては、変更しておりません。3番の社会教育の充実につきましては、新旧対照表の4ペー

ジをご覧願います。3 社会教育の充実の(3) 具体的施策、ア社会教育の充実の(イ)ですが、地域の課題解決に向けて取り組む姿勢をより明確にしていくために、文言を「地域の課題解決、地域コミュニティ充実等、地域力向上を目指した学習機会・情報提供を推進する。」に変更しております。

併せまして、公民館の公民館学習支援員、図書館の嘱託司書など主に施設職員の嘱託化が進んでいる現状において、職員の資質の向上を図るため、「(キ)社会教育施設関係職員の資質向上のため、研修に努める。」と追加をしております。

生涯学習課関係は以上です。

武田委員長

文化・スポーツ課からお願いします。

佐竹次長兼文化・スポーツ課長

変更ございません。

武田委員長

その他補足説明等ありませんね。では、平成27年度の名取市教育基本方針案について提示があったわけですが、大きく変わったところは学校教育関係で、名取市の現状と課題、そして名取市がこういう形で取組んだらどうかということをも具体的かつ強い思いで計画として表れてきたわけですが、各委員から、資料を見て、今の説明をお聞きになって、もう少し聞きたい、あるいはこの辺の強調はどうでしょうかなど、ご意見がありましたらお聞きしたいと思います。相原委員。

相原委員長職務代行委員

今、話があったように、防災などで新たな項目を入れていただきましたので、そういう言い方はおかしいかもしれないけれど、この基本方針が実効性のあるものになるように、是非お願いをしたいと思います。

佐々木委員

学校教育課の方は、すごく方針がガラッと久々に変わったなというイメージを抱いておりました。文科省のアクティブラーニングを重視した方向性を強くするとか、この地区にあった小中の連携とか、防災のことに関しての名取市ならではの特色がある方針になっているのではないかというイメージを受けます。

武田委員長

芳賀委員。

芳賀委員

私も学校教育課の説明を伺って、いろいろ重視するところとか並べていただいているのを見て、委員会の作るというか改定に当たっての思いが強く伝わってきました。私が知らないだけであつたら申し訳ないですが、これを一般の保護者が見る機会というのはどこののでしょうか。名取の教育ですか。

武田委員長

私は芳賀委員と同意見で、メモしておいたのですが、先ほども言いましたが名取の現状、教育課題、それを具体的にどう変えていきたいのか、本当に熱い思いで伝わってきましたので、学校の校長先生始め、諸先生方、名取市はこういう形で、こういう思いで子どもたちを育みたいですよ。保護者の方、さらに社会教育を含めて地域の方たちに名取はこうしていきたいということを、いろいろなところでお知らせしていただきたいということと、何年かかるか分からないですが、先ほど文言にも出てきましたが「自校化」というのがありました。ですから、その名取市の教育の基本方針を、うちの学校では、子どもたちの実態や地域の実態や保護者の願いに合わせてこういう形で実践していきますよというのが出てくれば、要するに、神棚に上げられたお守りとかではなくてですね、やはり子どもたちの血や身になるものになっていくのではないかと思います。縷々ご説明いただいたのを聞いてですね、「うん」とうなずける部分が結構ありますので、是非これを教育長を中心として具体的に推し進めていただければ嬉しいと思っております。相原委員。

相原委員長職務代行委員

基本方針は、ホームページでは公開しているのですか。

武田委員長

事務局お願いします。

小平庶務課長補佐

教育の基本方針については、毎年度策定した後ホームページに掲載しております。また、教育機関の長には文書で通知をしております。

瀧澤教育長

ただ、今の芳賀委員、委員長からご指摘いただきましたけれども、学校には確かに基本方針が行きますし、学校はそれぞれこれを受けて各学校の教育目標、年間計画を立てますけれども、保護者へはあまり具体的に名取市の教育の基本方針を説明したり、ホームページに掲載しているのをご覧になっている方はいると思いますが、なかなか専門的な言葉などもあり難しいというところはあると思います。その辺のところについて、各課と検討しながら、保護者あるいは地域の方、市民の方に名取市の教育委員会の基本方針を周知するような有効な方法は無いかどうかについて、少し検討したいと思います。

武田委員長

個人的な思いで申し訳ないですが、この教育基本方針案をいただいて、一読、熟読しました。でも、今日いただいた比較新旧対照表というのを見ると、明らかな違いや、変えた思いが伝わってくるんです。これはなぜこのような文言に変えたのか、こちらの方は非常に光る資料だと思いましたので、こういったものを活用していただくと、どのように変わったのか分かると思います。ありがとうございました。では、27年度名取市教育基本方針案につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

ありがとうございました。それでは、議案第7号については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第8号「平成26年度2月教育費補正予算案に対する意見について」を議題といたします。

教育長より説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第8号につきましては、資料は、36ページから43ページになります。

本案については、2月24日から開催される定例議会に提案予定の教育費の補正予算案について、地教行法第29条の規定に基づき、市長から意見を求められておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

なお、補正予算案の内容につきましては、教育部長から説明いたします。

武田委員長

教育部長をお願いします。

菅井教育部長

議案第8号2月教育費補正予算について、28ページ事項別明細書により説明いたします。歳入の部13款1項5目の教育使用料の1節幼稚園使用料ですが、在園園児数の減少及び就園奨励費などによる還付で404万2千円の減額を見込みました。また、3節文化会館使用料ですが、本年度のこれまでの実績及び今後の見込みで、使用料の増が見込まれ、380万円の歳入増を計上しました。13款2項5目の教育手数料では、幼稚園の入園手数料についても同様に入園園児が減少及び還付により17万5千円を減額いたしました。14款2項5目の国庫補助金ですが、幼稚園就園奨励費について対象者の増が見込まれ、事業費が確定したことから、増額補正を行うものです。14款2項6目の災害復旧費国庫補助金の減額は、閑上中学校仮設校舎の解体がないことから、これらに係る国庫補助金対象分を減額するものです。15款2項3目衛生費県補助金ですが、みやぎ環境交付税を活用し、文化会館舞台照明等のLED化事業に取り組んでおりますが、県より今回交付金増額があったことから、補正を行うものです。15款2項7目の教育費県補助金ですが、被災した児童生徒の就学支援事業及び幼稚園園児の就園支援事業について、対象者が決定し事業費が確定したことから、それぞれ減額を行うものです。また、被災児童生徒の就学支援事業として、閑上小・中学校への市内スクールバス委託料につきまして、精査の結果併せて減額するものです。20款4項3目の教育費収入の遺跡調査受託事業費ですが、県仙台地方振興事務所の委託を受け、市内農地のほ場整備事業関連発掘調査を実施しておりましたが、外部委託事業につきまして業者入札の結果、減額が生じたため、受託費の減額を措置しました。併せて同額を歳出で減額しているところがございます。20款5項2目雑入の学校給食費実費徴収金ですが、実提供食数の減及び滞納繰越分の精査に伴う減額措置です。

39ページになります。歳出の部です。まず、職員の給料、手当、共済費、退職手当等の人件費関係予算の補正が計上されておりますが、異動や人勧などによる調整になりますので、了承願います。4款1項12目「みやぎ環境交付金事業費」ですが、先ほど歳入で説明いたしました。一般財源から県支出金に財源更正をいたしました。事業費そのものにつきまして



増えた関係で、財源更正を行いました。10款5項8目「遺跡調査受託事業費」ですが、先ほど歳入で説明した委託料につきまして、同額を減額するものです。10款6項2目「体育振興費」の8節報償費ですが、国際・全国大会出場者に対する報奨金の増額が見込まれることから、今回補正をお願いするものです。2団体、個人16名となります。10款6項3目「学校給食費」ですが、歳入の部でも説明しましたが給食提供数の減により11節賄材料費が減額となっております。13節委託料ですが、給食共同調理場PFI事業の維持管理委託料につきましては、物価指数動向及び提供食数の実績により委託料について見直しを図ることになっておりますことから、今回、見直し・精査の結果不足額が生じたことから、補正をお願いするものです。11款4項1目「公立学校施設災害復旧費」ですが、歳入の部で説明をいたしましたが、当初予算に計上していた閑上中学校仮設校舎の解体費について、本年度は解体を実施しないことから、減額するものです。次に43ページ、繰越明許費であります。公共施設再生可能エネルギー等導入事業費、下増田小学校大規模改造事業費、閑上小・中学校災害復旧事業費の関連予算を事業の進捗状況から平成27年度に繰り越すものです。以上で2月補正の説明を終わります。

武田委員長

ありがとうございました。36ページから43ページまで詳しくご説明いただきました。各委員でご質問等ありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

全委員

異議なし。

武田委員長

感想めいたものになって申し訳ありませんが、いろいろな計画とか報告がある。このような予算について詳しくご報告いただくと、今、学校それから地域、名取がどのような現状になっているかということが、縦の糸と横の糸が合わさって、なるほどと分かることがずいぶんあります。詳しくご説明いただきまして本当にありがとうございました。確認いたします。議案第8号「平成26年度2月教育費補正予算案に対する意見について」については、原案どおり承認し、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

次に、議案第9号「平成27年度教育費予算案に対する意見について」を議題といたします。

教育長から説明をお願いします。

瀧澤教育長

次に、議案第9号、資料は、44ページから49ページと議案第9号資料として別冊でお配りしております「平成27年度教育費当初予算事項別明細書」になります。

本案につきましても、補正予算と同様、2月24日から開催される定例市議会に提案するにあたり市長から教育委員会に意見を求められておりますので、提案をさせていただいております。

新年度予算については、衛生費及び災害復旧費を含む教育費関係予算総額については、本年度当初予算と比較すると減額となっておりますが、これは、衛生費の太陽光発電設備の減額が大きな要因となっております。

また、10款教育費につきましては、平成27年度から幼稚園就園奨励費及び幼稚園教育振

興助成金など幼稚園関係の補助金の担当がこども支援課に移管されることによる減額と平成 26 年度の愛島公民館の用地取得費関係が平成 27 年度はなくなるなどによるものが大きく、一方では、児童生徒の送迎に係る委託料などでは大幅な増額になっているほか、新たに第二中学校武道場改築や増田中学校校舎増築・増田公民館・図書館の設計委託料などが措置されており、10 款教育費のみをみれば増額となっております。

詳細につきましては、教育部長から説明をいたします。

武田委員長

教育部長お願いします。

菅井教育部長

議案書では、44 ページであります。新年度予算概要については、別冊議案第 9 号資料「事項別明細書」で説明いたします。まず、歳入の部ですが、歳入の主なもの、昨年度と変わった点について申し上げます。13 款 1 項 5 目教育使用料では、1 節の幼稚園使用料で、在園数の減少で 396 万円の減少となっております。13 款 2 項 5 目教育手数料の 1 節幼稚園入園手数料でも、入園者の減により減額となっております。14 款 2 項 5 教育費国庫補助金につきまして、前年と同様に特別支援、要保護児童生徒の就学支援、文化財調査補助金の他に、新たに第二中学校武道場の改築事業に係る補助金を見込んでおります。なお、幼稚園の就園奨励事務関係が市長部局に所管替えになったことから、教育費国庫補助金としては、大幅な歳入減となっております。同項 7 目の災害復旧関係の補助金ですが、閑上中学校仮設校舎借上げに係る国庫補助金を見込んでおります。次に、15 款 2 項 7 目教育費県補助金では、被災児童生徒に対する就学支援事業及び文化財保存整備事業の補助金を見込んでおります。15 款 3 項県委託金の 3 目教育費県委託金では、本年度途中から 2 名に増員し実施しておりますスクールソーシャルワーカー事業及び防災教育推進協力校事業について、新年度も引き続き事業に取り組むべく、県委託金を見込みました。次ページになります。20 款 4 項 3 目の教育費収入ですが、東北電力関連施設及び精神医療センター関連発掘調査事業の受託費をそれぞれ歳入で見込みました。次に、20 款 5 項 2 目の 10 節学校給食費実費徴収金で、計画食数が若干増えたことで全体で約 500 万円ほど増額しております。

次に歳出の概要につきまして、3 ページとなります。特に変更があった事業・新規事業内容等について、ご説明いたします。4 款 1 項 12 目みやぎ環境交付金事業では、本年度に引き続き「みやぎ環境税」を財源として文化会館照明の LED 化を図ります。同 13 目再生可能エネルギー等導入事業費として、事業の 3 年目最終年度となりますが、指定避難所施設に災害時の停電等の対応策として、太陽光発電設備等を整備します。学校関係が増田西小、下小、愛小、高小、ゆりが丘小、増中の 6 校及び公民館が下増田、高館の 2 つの公民館となります。続きまして 10 款教育費関係の主なものについて、ご説明を申し上げます。最初に全般的なことを申し上げます。教育費の各項目に給料、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金等の人件費が計上されております。それらの金額の増減に係る予算措置については、主に人事異動によるものでございますので、ご了承願います。10 款 1 項 1 目「教育委員会費」ですが、教育委員や会議に係る経費でほとんど増減はありません。同項 2 目事務局費ですが、増額の事由は主に人件費関係によります。その中でも、新たに新年度より先ほどご審議をいただきました議案第 3 号でのいじめ防止対策調査委員会等条例に則り、いじめ対策等のための調査研究や重大事態発生時の事実調査を行うため「いじめ防止対策調査委員会」を立ち上げ、運営に係る予算を 1 節報償費、9 節旅費で関係予算を計上いたしました。歳入の部で説明いた

しましたが、被災児童生徒が抱える様々な問題や生徒指導上の課題対応のためのスクールソーシャルワーカーを拠点校の増田中学校と第一中学校に配置し事業に取り組むため、関係予算を8節報償費で予算化しております。26年度にゆりが丘小学校が県より指定を受けております「みやぎ防災教育推進校」事業を引き続き実施するため8節報償費、9節旅費などで予算計上いたしました。また、閑上の小・中学校一貫校の開校にあたり、双方の児童生徒や教員の理解・交流を図るための事業費を9節旅費、11節需用費などで計上いたしました。また、引く続き閑上小・中学校再建の検討を行う推進協議会開催や作業部会などを設置し、具体的な検討や協議を行うための予算を計上しております。4ページになります。20節扶助費で、震災遺児孤児の学業支援事業として引き続き奨学金支給事業を実施いたします。対象者を44名と見込み、1,361万円の予算を措置しました。次に、3目生涯学習費ですが、新年度で生涯学習振興計画策定のための事業費として、13節委託料で「市民意識調査委託」費を新たに計上しております。次に、4目特別支援教育推進費で市の独自支援事業であります特別支援教育支援員を市内幼・小・中学校に25名配置する計画ですが、人数の増及び賃金単価のアップで全体約1,200万円ほど増額しております。また、小中学校で特別支援学級が38学級、通級学級が8学級設置の予定でありますので、学級運営に係る経費や就学指導委員会運営経費などの予算を計上いたしました。次に5ページ2項1目小学校の学校管理費の増額の主なものは職員人件費関係と14節の使用料及び賃借料によるものです。6ページの14節使用料及び賃借料で、校舎増築工事を行った愛島小学校・下増田小学校のプレハブ校舎を解体する経費を見込んだことから大幅な増額になったものです。次に、同2目小学校の教育振興費です。平成26年度と比べ、約1,700万円の増額となっております。本年度の小学校教科書改訂にあたり、教師用教科書・指導書等を新たに整備する必要があり、増額の主な要因となりました。新年度も学級支援のため市の独自施策である教員補助者を各小学校に1名配置する予算を計上しております。同3目学校建築費では、昨年比べ約1億8,930万円の大幅な減額予算となっております。これは、平成26年度における下増田小学校の大規模改造工事が終了したことによります。引き続き新年度では、昇降口通路や駐車場整備工事など外構工事予算約2,100万円を計上しております。次に7ページ、3項中学校費の1目学校管理費は中学校の施設の維持管理に係る経費ですが、委託料で約3,300万円の増額であり、生徒送迎委託と被災生徒の送迎委託費の増額によるものです。8ページになります。今年度、小学校保健室に導入した熱中症対策のためのエアコン設置工事につきましては、今回、中学校への設置工事費を15節工事請負費で800万円ほど計上いたしました。次の同2目教育振興費では、ほとんど増減はありませんでした。中学校における、生徒指導関係の予算は、1つ小学校と同様に教育補助員の配置、2つ生徒指導上の課題対策として、支援員を配置し、正常な教育活動が行われるよう「緊急学校支援員」の配置、3つこれまで通り各中学校に1名のスクールカウンセラー配置事業、4つ不登校対策の家庭訪問指導員配置事業などより専門的、具体的に対応できるよう予算措置を行いました。その他に、先にお話ししましたが「特別教育支援員配置」「スクールソーシャルワーカー」事業配置も行っております。また、外国語指導助手招致事業関係予算として、5名分の予算を新年度も計上しております。次に3目学校建築費ですが、第二中学校の武道場の改築工事に係る委託料や工事請負費など関係予算を計上いたしました。また、生徒数の増に伴う増田中学校の校舎増築事業として、地質調査や工事設計委託料などの予算を計上いたしました。次に4項1目幼稚園費です。約1億3,880万円の大幅な減額であります。事務事業の見直しに伴い幼稚園就園奨励費事務が市長部局に所管替えになったことから、19節負担金補助金の関連予算が移管したことによるものです。新たに公立幼稚園の閉園に係る事業やイベントにつきまして、予算化の必要があることから、

8 節報償費、11 節需用費などで新たに予算を計上しております。次に、5 項社会教育費 1 目社会教育総務費ですが、職員人件費関係若干の増になっております。新年度も上山市との交流事業の関連予算を計上しています。同 2 目公民館費では、愛島公民館改築事業に係る用地取得費などがなくなったことで、新年度は大幅な減額となっております。一方、新年度より公民館労務職員引き上げに伴い、1 節報酬の公民館学習支援員、これまでの社会教育補助員の増員予算、11 ページの 13 節委託料の館内清掃業務委託費など新たな予算を計上いたしました。13 節委託料で、名取駅前復興市街地開発事業で整備されます複合型拠点施設内に入居します増田公民館の設計委託費を新規で計上いたしました。18 節、空港周辺環境整備事業助成を活用し必要な備品を公民館に整備いたします。同 3 目社会教育振興費では、増減はほとんどありませんでした。同 4 目図書館費については、約 2,340 万円の大幅な増額ですが、主に新図書館建設関係で増額となっております。新図書館建設で 8 節で整備検討委員会及び建設アドバイザー関連予算を新たに計上しています。また、12 ページ 13 節委託料では「図書館内装実施設計委託料」も計上いたしました。寄付をいただきました木造の「どんぐり・アンみんなの図書館」について、施設維持のため外部塗裝修繕予算を 11 節の修繕料で計上いたしました。次に、同 5 目文化財保護費ですが、「歴史文化基本構想」策定のための委員会設置運営するための予算を計上しております。また、国・県の補助を受けて、2 年計画の初年度として史跡雷神山古墳の周辺樹木等の伐採等を中心として環境保全整備事業を行う予算を 13 ページの 13 節委託料で措置いたしました。次に、同 6 目文化振興費では、市内小学校で開催されます巡回小劇場事業等委託料、実方朝臣墓前詠献詠会への補助金、全国大会出場者等への助成金の予算を計上しております。次に、同 7 目文化会館管理運営費です。主に、文化会館の指定管理料となりますが、その他に大規模な修繕が必要なことから 11 節修繕費で増額となっております。次に、同 8 目遺跡調査受託事業費で、精神医療センター建設関連調査事業では、本年度実施した発掘調査の整理を行い、報告書を作成いたします。同じく、宮城県立病院機構の施設建設事業に係る遺構確認発掘調査を実施いたします。次に 14 ページ、6 項保健体育費 1 目保健体育総務費の大幅な減は、主に人件費によるものです。同 2 項 2 目体育振興費ではほとんど増減はありませんでした。市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の管理運営及びスポーツ教室等の事業を体育協会に指定管理者としてお願いし 2 年目となります。13 節委託料で予算を措置しております。次に、同項 3 目学校給食費です。増額の主な事由は、15 ページ 13 節委託料の給食センター維持管理及び調理等委託料の増により全体で約 3,870 万円の増額となっております。同項 4 目市民体育館費ですが、体育館トイレの施設の経年劣化が進んでおり、改修及び洋式化にすべく改修工事設計委託料の予算を 13 節委託料で新規で計上いたしました。戻りまして 3 ページの 10 款の教育費の合計をご覧ください。教育費には 23 の目があり、合計新年度予算額は 34 億 776 万 3 千円となり、本年度当初予算に対し、0.37%の微増となっております。

16 ページに戻ります。11 款 4 項 1 目公立学校施設災害復旧費では、これまでどおり閉上中学校の仮設校舎の借上料を 14 節で計上しております。

最後に、17 ページから 18 ページであります。平成 27 年度以降に支出が予定されております事業の債務負担行為調書を載せております。以上で新年度関係の予算の説明を終わります。

武田委員長

ありがとうございました。予算のいろんな増減、ご説明がありましたし、教育委員会の仕事に移ったところもありました。詳しくご説明いただきました。各委員、計上等についてご

意見、ご質問等がありましたらお願いします。いかがですか。これが、今回議会に出す予算案になるわけですね。そして、次年度の予算が決まるという形ですが、よろしいでしょうか。

先ほども言いましたが、縦の糸と横の糸と言いましたが、予算に裏付けられない事業はない、逆に事業があるから予算がつくということで、正しい執行、効果のある計画、そういったものを私たち自身もこれを見ながら、いろんなことを考えて進めていく必要があるかなと改めて勉強させていただきました。この予算、議会を通るとよろしいですね。芳賀委員。

芳賀委員

ちょっとだけ聞いてもよろしいですか。12款2項5目の教育費国庫補助金は、前年度が9,293万円で、その内訳が1から5ではないのですか。

武田委員長

事務局をお願いします。

小平庶務課長補佐

合計が合わないことについてはですね、本年度のところに幼稚園関係の補助金の項目がなくなったために、その分前年度の目に挙げておけばよかったと思いますが、それがないために合計が合わないことになっております。

瀧澤教育長

丁寧にやれば、項目を挙げて金額を入れて、今年度ゼロとか空欄にすればたての数が合うということです。

芳賀委員

先ほど教育長がおっしゃった、最初に説明をいただいたのがこのことですね。

武田委員長

これも正しいご指摘かと思しますので、説明の時にそのように説明していただければご理解いただけるのではないかと思います。では、議案第9号については承認でよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

ありがとうございました。異議がないものと認め、議案第9号「平成27年度教育費予算案に対する意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることにいたします。

次に、議案第10号「仙台地区教科用図書採択協議会規約の承認について」を議題といたします。

教育長から説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第10号につきまして、資料は、50ページから53ページになります。

本議案につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布に伴い、教科用図書採択地区の規約を定めることについて、仙台地区教科用図書採択協議会会長より、仙台地区教科用図書採択協議会規約について承認を求められているものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

武田委員長

それでは、教科用図書採択協議会の規約につきましては、仙台管内、そして名取市でどうしていくかということで、これまでも何回かお話があったと思うんですけども、協議会の規約につきましてはいかがでございましょうか。これでよろしいでしょうか。教育課程が変わり、教科書がまた小学校中学校で変わっていくところになるわけですが、これに基づいて採択していく形になるかと思えます。いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 10 号「仙台地区教科用図書採択協議会規約の承認について」は、承認することといたします。暫時休憩します。

午後 3 時 57 分

(休 憩)

午後 4 時 3 分

武田委員長

再開いたします。

議案第 11 号「県費負担教職員人事異動の内申について」を議題にいたします。本件は、人事案件ですので、「名取市教育委員会会議規則第 7 条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

「異議なし」と認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議録については、別途作成)

武田委員長

以上で、本日の会議を終了します。

午後 4 時 13 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 3 月 19 日

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_